

令和6年度 運動・文化 部活動の方針

目標

- (1) 信頼関係を基盤とした活動により、規律を尊重する生徒を育成する。
- (2) 探求的に技能の向上を図らせ、対外行事にも参加して視野を広めさせる。
- (3) 望ましい集団活動を通して健全な趣味や豊かな教養・情操を育て余暇を善用する態度を養う。

本校の運営方針

1 活動時間・休養日・長期休業中の活動について

(1) 平日（登校日）の活動

- ①朝部活は中体連大会4週間前から学校長の許可を得て実施できる。朝の自主練習は本年度より廃止。月曜日と水曜日は活動を行わない。活動時間は7:30～8:00とする。
- ②放課後部活は通年で最大18:30まで実施できる。水曜日は活動を行わない。
- ③活動時間は朝と放課後合わせて1日最大2時間程度。5時間日課の場合も同様とし、下校時刻を学校全体で設定する。
- ④テスト前3日間は活動を行わない。
- ⑤翌月の活動計画を月末1週間前までに作成して、生徒・保護者へ周知する。

(2) 休日の活動

- ①大会へは土日両日参加できる。休養日は、平日に設けた休養日以外の完全休養日を1日設ける。
- ②練習及び練習試合は、土曜日か日曜日のいずれか活動できる。中体連夏季大会に向けて、4月から3年生が引退するまでの間及び、中体連新人退会前4週間前に限っては、土日両方活動できる。土曜日と日曜日の両日活動した場合は、他の週末に振り替えて休養日を1日確保する。ただし、大会が集中していて週末の振り替えが難しい場合は、他の曜日で確保する。
- ③テスト前3日間は活動を行わない。
- ④練習の実活動時間は3時間程とする。
- ⑤休日の活動は学校長の許可、生徒・保護者の理解を得て活動する。活動計画を月末1週間前までに作成して、生徒・保護者に周知する。練習試合については引率計画を1週間前までに生徒・保護者に配布する。
- ⑥遠征・合宿等は学校長の判断による。

(3) 祝日の活動

- ①大会へ参加できる。練習・練習試合については休日の活動に準ずる。練習試合及び大会の場合の休養日は、平日に設けた休養日以外の完全休養日を1日設ける。

(4) 連休中の活動

- ①土日・祝日の活動に準ずる。
- ②3連休の場合は、1日は完全休養日とする。3連休以上の場合は、半分は完全休養日とする。

(5) 長期休業中の活動

- ①全休業日数の半分以上を完全休業日とする。活動はなるべく平日に行うこととするが、大会や練習試合については休日も活動できるものとする。
- ②平日に1日、土曜日か日曜日のいずれか1日を完全休養日とする。土日両日に活動した場合は、平日2日を完全休養日とする。
- ③活動時間等については休日の活動に準ずる。

2 スポーツ文化活動運営委員会について

- ・年間1回スポーツ文化活動運営委員会を行い、全部活動顧問、保護者代表、外部指導者に参加をしていただき、1年間の方針、来年度に向けた反省を行っている。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- 1 部ごとに地域連携や地域クラブ活動移行を見据えて連携を模索している。
 - ・サッカー部がクラブチームと連携して他校の生徒とも交流を持ったり、卓球部では外部指導者が運営するクラブチームと連携したりしている。
 - ・野球部は、他校と合同チームをくんで大会に参加している。
 - ・吹奏楽部で、他校との合同練習を実施している。
- 2 スポーツ文化活動運営委員会にて地域連携やクラブ活動移行に向けた協議を進める。